

広島市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所におけるレジオネラ症防止対策について

平成29年度に、特別養護老人ホームにおいて家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器内の汚染水のエアロゾルを吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたこと等を踏まえ、厚生労働省は「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」の一部を改正しています。

また、循環式浴槽を使用している介護サービス事業所においては、浴槽の水質管理等の参考として「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」をご活用ください。

なお、当該マニュアル等はホームページに掲載していますので、以下のページを参考としてください。

広島市ホームページ

【介護サービス事業所におけるレジオネラ症防止対策の徹底について】

広島市ホームページのトップの「ページ番号でさがす」に「0000002569」を入力して検索してください。